

# 予 防 関 係



# 防火対象物状況

防火対象物とは、消防法第17条第1項により消防用設備等を設置し、維持しなければならない対象物で、令和3年3月31日現在、市内に3,013棟あります。

内訳としては、5項ロ（共同住宅等）が1,743棟と全体の過半数を占めています。

各年度中

消防法施行令別表第1の防火対象物		年度別					
		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
1	イ	劇場、映画館等				1	1
	ロ	公会堂又は集会場	24	24	26	27	27
2	イ	キャバレー、カフェー等	2	2	2	2	2
	ロ	遊技場、ダンスホール	8	7	5	5	5
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等					
	ニ	カラオケボックス等	1	1	1		
3	イ	待合、料理店等					
	ロ	飲食店	29	30	29	29	29
4		百貨店、マーケット、店舗	93	94	96	95	97
5	イ	旅館、ホテル又は宿泊所	1	1	1	1	1
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	1,692	1,720	1,740	1,733	1,743
6	イ	(1)病院 ※1	3	3	3	3	3
		(2)有床診療所 ※2	2	2	2	2	2
		(3)病院・有床診療所等 ※3	5	5	5	5	5
		(4)無床診療所・無床助産所	20	20	19	18	18
	ロ	(1)[高齢者施設] 特別養護老人ホーム等	34	37	37	37	38
		(2)[生活保護者施設] 救護施設					
		(3)[児童施設] 乳児院					
		(4)[障害児施設] 障害児入所施設					
		(5)[障害者施設] 障害者支援施設等	7	9	11	12	12
	ハ	(1)[高齢者施設] 老人デイサービス等	6	7	7	8	8
		(2)[生活保護者施設] 更生施設					
		(3)[児童施設] 保育所等	23	26	27	27	27
		(4)[障害児施設] 児童発達支援センター等					
		(5)[障害者施設] 身体障害者福祉センター等	9	9	9	13	15
ニ	幼稚園、盲学校、養護学校等	20	20	20	20	20	
7		小・中・高・大学校等	57	57	57	57	57
8		図書館、博物館等	1	1	1	1	1
9	イ	蒸気浴場、熱気浴場	1	1	1	1	1
	ロ	イ以外の公衆浴場	4	4	4	4	4
10		車両の停車場等					
11		神社、寺院、教会等	9	9	9	9	9
12	イ	工場又は作業場	271	274	277	272	273
	ロ	映画・テレビスタジオ等					
13	イ	自動車車庫又は駐車場	27	29	29	27	27
	ロ	飛行機等の格納庫					
14		倉庫	163	161	161	156	154
15		事務所等	141	145	147	151	152
16	イ	複合用途防火対象物	198	200	200	200	203
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	79	79	78	79	79
16の2		地下街					
16の3		準地下街					
17		重要文化財、重要民族資料等					
18		延長50メートル以上のアーケード					
19		市町村長の指定する山林					
20		自治省で定める舟車					
合 計			2,930	2,977	3,004	2,995	3,013

防火対象物実態調査（消防庁）に基づく件数

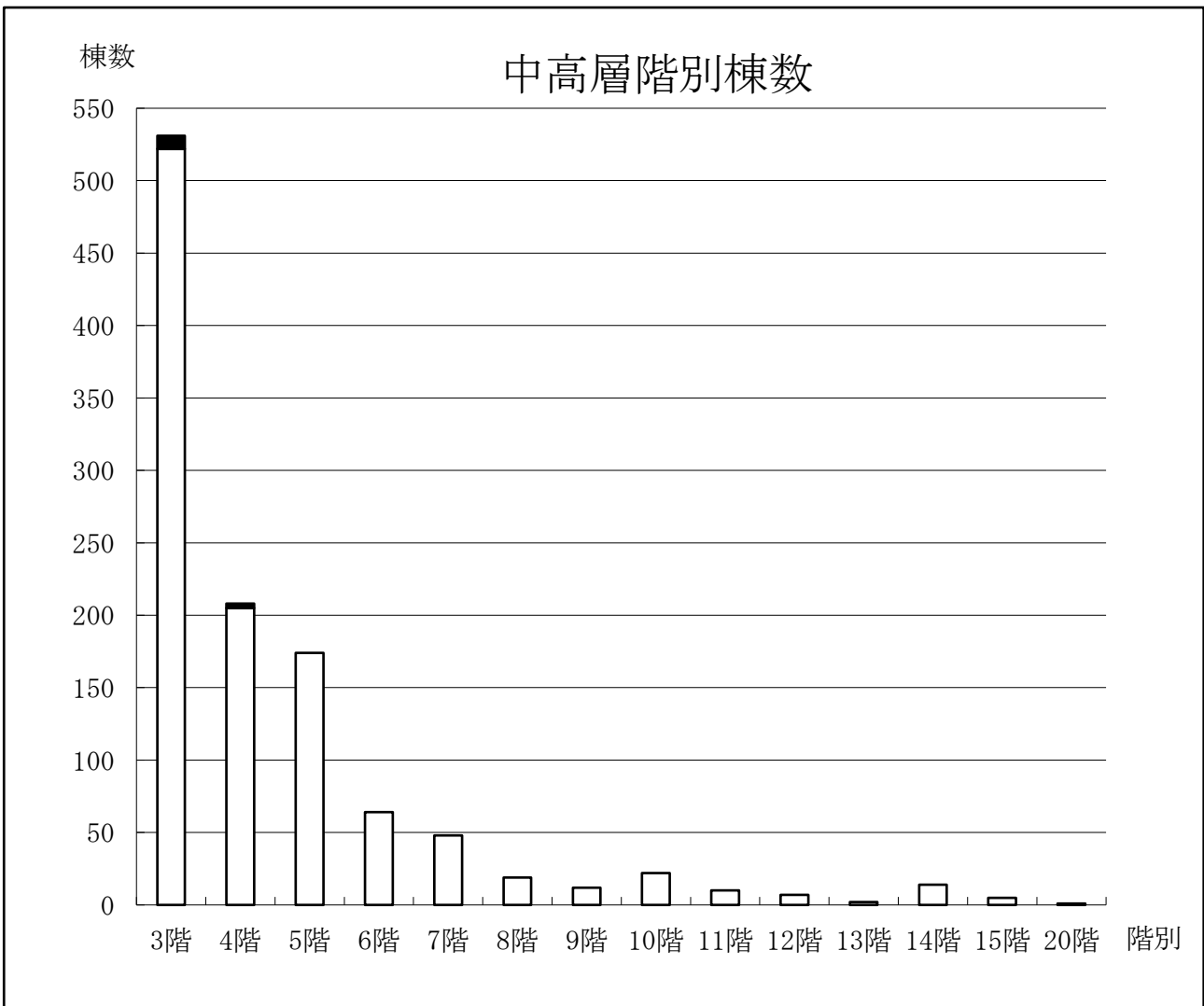
- ※1 療養病床、一般病床があり、特定診療科名がある一定の条件の職員数を満たさない病院
- ※2 病床数が4以上で特定診療科名のある診療所
- ※3 療養病床、一般病床がない病院。療養病床、一般病床がある病院で、特定診療科名がない病院療養病床、一般病床及び特定診療科名がある病院で、一定の条件の職員数を満たす病院病床数が3以下の診療所及び病床のある助産所

## 中高層階別防火対象物棟数

中高層建築物は1, 117棟で前年と比較し、12棟の増加となった。

各年度中

階数	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	15階	20階	合計
2年度棟数	531	208	174	64	48	18	13	22	10	7	2	14	5	1	1,117
元年度棟数	522	205	174	64	48	19	12	22	10	7	2	14	5	1	1,105
増減	9	3													12



## 地域別中高層階別

相模が丘、相武台、ひばりが丘地域が全体の約50%を占めている。

令和3年3月31日現在

区 分	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	15階	20階	合計
相 模 が 丘	136	46	42	21	15	2	5	6	3	3	1	6	2	1	289
相 武 台	67	33	24	13	12	8	3	5				2	1		168
入 谷 東	34	15	12	3	2		1		1			4			72
入 谷 西	24	10	12	11	3			2			1	1	1		65
ひばりが丘	47	10	24	3	5	5		2	5						101
東 原	19	21	26	3	3		1	2		1					76
小 松 原	24	16	10	1		3	2	2							58
緑 ケ 丘	52	8	1	1	2				1				1		66
さ が み 野	21	12	4	2	1										40
広 野 台	19	10	8	2	2			1		1		1			44
座 間	20	4	5		2										31
南 栗 原	12	5	3	2	1			2		2					27
栗 原	8	4	1	1			1								15
立 野 台	26	3													29
栗 原 中 央	10	5	2												17
西 栗 原	6	6		1											13
四 ツ 谷	2														2
新 田 宿	2														2
明 王	2														2
合 計	531	208	174	64	48	18	13	22	10	7	2	14	5	1	1,117

※入谷地区に関しては、平成31年2月に住居表示が実施され、入谷東が新設された。

※令和2年2月には入谷西が新設された。

## 建築に関わる火災予防

消防同意は、建築物の安全確保のため、建築確認を必要とする建築の確認の前に、消防機関が、防火及び避難に関する安全性並びに消火活動上の円滑性を十分に配慮し、消防設備や建築物の防火に関する法令に問題がないことを確認し、審査・指導を行ったうえで建築に同意するものです。

特に平成23年7月より全ての住宅に設置が義務付けられた住宅用火災警報器は、住宅火災による犠牲者を減らし、人命と財産を守ることを目的としており、適正な維持管理の指導をおこなっていく。

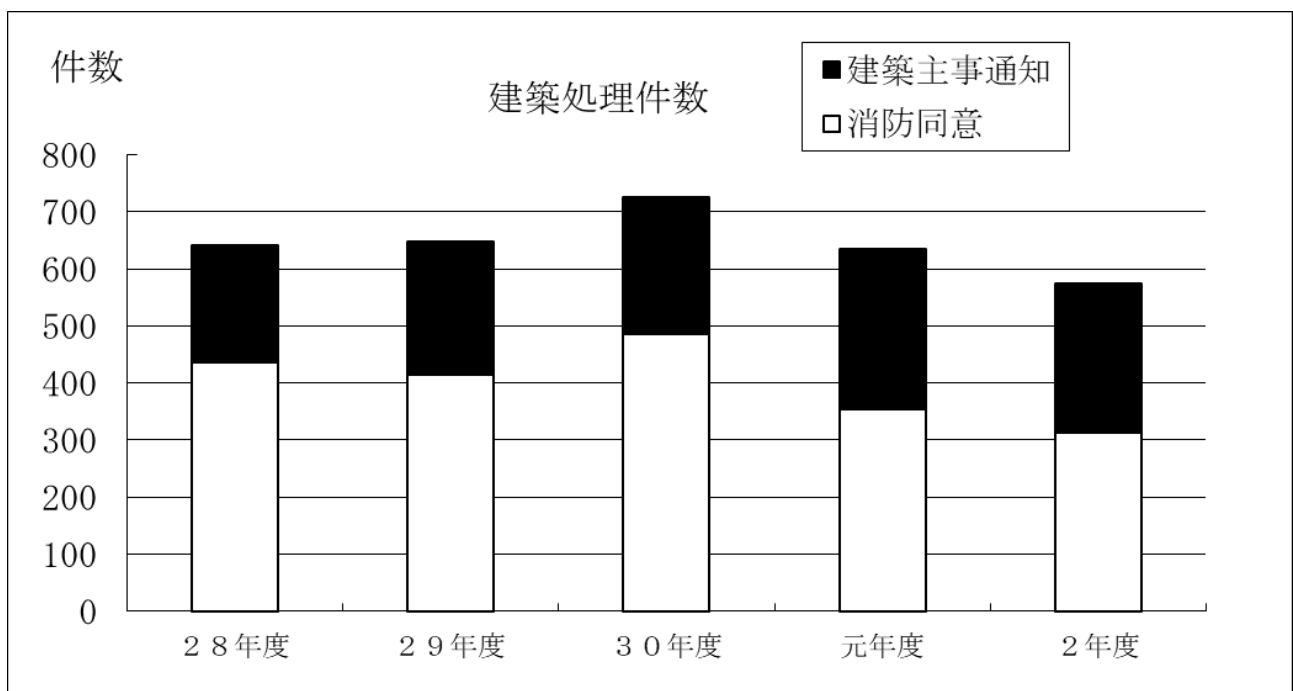
## 5年間の消防同意処理件数

消防同意事務処理状況は、313件で前年と比較し、11.3%の減少となっている。

建築基準法の一部改正（昭和59年4月1日施行）による建築主事からの通知件数は、261件である。

各年度中

年度別	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
消防同意	436	414	485	353	313
建築主事通知	206	233	240	282	261



防火対象物実態調査（消防庁）に基づく件数。

## 月別消防同意申請処理状況

処理状況は、10月の46件が最も多く、次いで9月の35件で、最も少ないのが6月の14件となっている。

令和3年3月31日現在

区分 月別	新築件数	増築件数	改築件数	用途変更 件数	計画変更 件数	取り下げ 件数	その他 件数	合計件数
4月	29				2			31
5月	23				1			24
6月	14							14
7月	22				1		1	24
8月	16			1	2		3	22
9月	33	1			1			35
10月	43				3			46
11月	16				2			18
12月	14	1			1			16
1月	30	1				1	1	33
2月	24							24
3月	24				1		1	26
合計	288	3		1	14	1	6	313

## 業態別消防同意申請処理状況

業態別に見ると、専用住宅が260件と多く全体の83.1%を占めている。

令和3年3月31日現在

項別	業態別	新築 件数	増築 件数	改築 件数	用途変更 件数	計画変更 件数	取り下げ 件数	その他 件数	合計 件数
1	劇場・公会堂等								
2	遊技場・キャバレー等								
3	料理店・飲食店等								
4	百貨店・店舗等	4							4
5	共同住宅・旅館等	20				4	1	4	29
6	病院・幼稚園等				1	1			2
7	学 校								
8	図 書 館								
9	公 衆 浴 場 等								
10	停 車 場 等								
11	神社・寺院・教会等								
12	工場又は作業場等	1							1
13	自動車車庫等								
14	倉 庫	3	2						5
15	その他事業所	3							3
16	複 合 用 途	1				1			2
	専 用 住 宅	249	1			8		2	260
	そ の 他	7							7
	合 計	288	3		1	14	1	6	313

防火対象物実態調査（消防庁）に基づく件数

# 危険物関係

令和3年3月31日現在、市内の危険物施設事業所は67事業所、施設数は135施設である。

## 類別危険物施設数及び許可・完成検査・廃止届

類別施設数は、第四類危険物が131施設で全体の約97.0%を占めており、事務処理状況は、許可・完成検査の件数が47件、仮使用件数が16件となっている。

令和3年3月31日現在

施設	区分	類別							合計	処理件数					合計	
		第一類	第二類	第三類	第四類	第五類	第六類	混在		許可		完成		廃止届		仮使用
										設置	変更	設置	変更			
製造所					2			1	3							
貯蔵所	屋内				34			1	35	3		2		1		6
	屋外タンク				8				8		1		1		1	3
	屋内タンク															
	地下タンク				29				29							
	簡易タンク															
	移動タンク				3				3	1		1				2
	屋外				6				6	1		1		1		3
取扱所	給油				20				20		3		3		3	9
	販売	第一種			2				2							
		第二種				1			1							
	一般				26			2	28		15		15		12	42
合計				131			4	135	5	19	4	19	2	16	65	

## 手数料

各年度中（単位：円）

項目・年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
設置許可		52,000	85,000	78,000	99,000
変更許可	338,500	383,500	338,000	429,500	394,000
完成	175,750	204,750	224,500	253,750	236,500
仮使用	70,200	75,600	64,800	75,600	86,400
仮貯蔵仮取扱				10,800	
水圧		69,200		22,000	
水張	174,000	192,000	84,000	48,000	112,000
合計	758,450	977,050	796,300	917,650	927,900

## タンク容量別検査実施状況

各年度中

項目・年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
水張検査	10 K以下	29	32	14	8
	10 Kを超え 1,000 K以下				
水圧検査	600以下				
	600を超え 10 K以下		4		2
合計	29	36	14	10	17

## 指定数量別危険物施設数

倍数別に見ると、5倍以下が57施設と最も多く、次いで5倍を超え10倍以下が35施設となっている。

令和3年3月31日現在

施設 倍数	製造所	貯蔵所						取扱所			合計		
		屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	給油	販売			
										第一種		第二種	一般
5倍以下		17	5		11		3	3	1			17	57
5倍を超え10倍以下	2	10	2		10			1		1		9	35
10倍を超え50倍以下		6	1		7			2	7	1	1	2	27
50倍を超え100倍以下					1				4				5
100倍を超え150倍以下									1				1
150倍を超え200倍以下		2							2				4
200倍を超え1000倍以下	1								5				6
1000倍を超え5000倍以下													
合計	3	35	8		29		3	6	20	2	1	28	135

## 危険物施設届出状況

届出別に見ると、名称等変更届が最も多く26件となっている。

令和3年3月31日現在

施設 届出別	製造所	貯蔵所						取扱所			合計		
		屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	給油	販売			
										第一種		第二種	一般
名称等変更届		5	4		4			2	5			6	26
危険物保安監督者等選解任届		6		1					5			2	14
資料提出書			1						11			8	21
品名・数量変更届		3										2	5
廃止・休止・再開届		2	1		2			1				2	8
譲渡引渡届													
その他(再交付等)													
合計		16	6	1	6		1	3	21			20	74



# 地域別危険物施設数

地域別で見ると、ひばりが丘地区（33施設）広野台地区（30施設）小松原地区（17施設）で過半数を占めている。

令和3年3月31日現在

施設	地域別	座	入	入	新	四	立	栗	南	東	さ	ひ	小	相	広	相	緑	明	栗	西	合	
		間	谷	谷	田	ツ	野	原	原	原	が	り	松	模	野	武	ケ	王	原	栗	計	
製造所								1							2							3
貯蔵所	屋内							2		3		8	7	2	11	1	1					35
	屋外タンク	1	1									4	1		1							8
	屋内タンク																					
	地下タンク	2		3	1		1	1		5		5	3	1	3	1	1			2		29
	簡易タンク																					
	移動タンク	1						2														3
	屋外											3	1		2							6
取扱所	給油	2		1			2			2		4	2	1	2	1	1			1	1	20
	販売												1	2								3
	一般	1								2	2	9	2		9	3						28
合計	7	1	4	1		3	6		12	2	33	17	6	30	6	3		3	1		135	

※入谷地区に関しては平成31年2月に住居表示が実施され、入谷東が新設される。令和2年2月には入谷西が新設される。

# 消防法・火災予防条例届出状況

各年度中

種類	届出件数				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
防火管理者選解任届	242	215	210	206	211
消防計画書	270	254	232	239	236
液化石油ガス届	24	19	11	9	9
消防用設備等点検報告	690	756	683	765	887
防火対象物使用開始届	112	134	113	113	104
少量危険物貯蔵等届	7	15	24	18	16
火を使用する設備等届	19	31	21	22	13
変電設備等設置届	32	52	26	17	17
ネオン管灯設備設置届					
禁止行為解除承認申請	36	24	31	33	18
火煙発生届	86	147	136	144	122
花火打ち上げ等届	12	19	15	11	8
催物開催届	1	1	1	1	3
道路工事届	335	293	252	237	298
露店等開設届	98	102	93	86	5
合計	1,866	2,062	1,848	1,901	1,947

# 防火管理・火災予防対策等の主な事業

## 1 防火管理者講習会

例年のとおり計画をしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため参加者の安全面を考慮し中止とした。

## 2 火災予防運動

### (1) 秋季火災予防運動 11月9日から11月15日までの7日間

#### 主な実施事項

- 消防車両を使用しての巡回広報
- 車両ステッカー及びワッペンによる広報
- 横断幕・懸垂幕・桃太郎旗・立看板による広報
- 消防訓練の実施
- 消防初動体制の強化
- 消防資機材取り扱い訓練及び点検整備
- 道路障害調査の実施
- 警防調査及び地水利調査の実施
- 移動タンク貯蔵所の立入検査
- 住宅防火広報（イオンモールでデジタルサイネージ）
- 住宅防火事業（ダニエル・カールの防火・防災がんばっぺ CATV撮影）

### (2) 春季火災予防運動 3月1日から3月7日までの7日間

#### 主な実施事項

- 消防車両を使用しての巡回広報
- 車両ステッカー及びワッペンによる広報
- 横断幕・懸垂幕・桃太郎旗・立看板による広報
- 消防初動体制の強化
- 消防資機材取り扱い訓練及び点検整備
- 道路障害調査の実施
- 警防調査及び地水利調査の実施

## 3 住宅防火診断

例年のとおり計画をしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため調査対象者の安全面を考慮し中止とした。

#### 4 防火対象物定期点検報告制度・特例認定制度

- (1) 不特定多数の者が出入りする一定の規模、用途の防火対象物の管理について権原を有する者は、防火対象物点検資格者に防火管理上必要な業務等について点検させ、その結果を消防長に報告（1年に1回）することが義務付けられた。

本制度の目的は、管理権原者の責任において行わなければならない防火管理業務等の管理体制を、防火対象物点検資格者に火災予防に関する専門的な観点から補強させることにより防火対象物の基準適合状況を継続的に維持させ、火災危険性を排除し人命安全確保を図るものである。

あわせて、これら防火対象物の利用者等にも容易に当該防火対象物の安全性が確認できるよう、点検基準に適合している対象物は、防火基準点検済証又は防火優良認定証を付することができることとされた。

対象としては、一定の防火対象物で以下に掲げるもの。

- ・特定防火対象物（不特定多数の者が出入りする対象物）の収容人員が300人以上のもの。
- ・地階又は3階以上の特定用途防火対象物で地上に直通する階段が1のみの対象物（屋外に設けられた階段を除く）

市内における点検を必要とする防火対象物数 令和2年3月31日現在

特定用途防火対象物		対象物数
1 項イ	映画館等	1
1 項ロ	集会場等	5
2 項ロ	遊技場等	2
3 項ロ	飲食店	2
4 項	店舗等	12
6 項イ（1）	病院	1
6 項ハ（1）	福祉施設等	1
9 項イ	公衆浴場等	1
16 項イ	複合用途	25
合 計		50

- (2) 特例認定制度…一定期間内（3年）継続して消防法令を遵守していると認められた場合は、点検報告義務を免除される特例認定制度が導入された。（3年に1回の報告）  
特例認定している対象物数 15対象物

#### 5 防災管理点検報告制度・特例認定制度

- (1) 全国的に切迫性が危惧されている大規模地震に対する防火対象物の安全管理や危機対応の充実・強化を図るため、大規模地震等の火災以外の災害に備えた自衛消防力の確保を目的とした消防法の改正（平成21年6月1日施行）が行われた。

本改正では、特に近年における防火対象物の大規模化・高層化の急激な進展や社会情勢の変化等を踏まえ、一定規模以上の大規模・高層建築物等（以下「防災管理義務対象物」という。）について、地震災害等に対応した防災体制の整備が義務付けされた。

防災管理義務対象物の管理について権原を有する者は、防災管理点検資格者に防災管理上必要な業務等について点検させ、その結果を消防長に報告（1年に1回）する

ことが義務付けられた。

対象としては、一定の防火対象物で以下に掲げるもの。

- ・地階を除く階数が11以上の防火対象物で、延べ面積が10,000㎡以上のもの
- ・地階を除く階数が5以上10以下の防火対象物で、延べ面積が20,000㎡以上のもの。
- ・地階を除く階数が4以下の防火対象物で、延べ面積が50,000㎡以上のもの。

市内における点検を必要とする防災管理対象物数 令和2年3月31日現在

防災管理対象物		対象物数
16項イ	複合用途	3
16項ロ	複合用途	3
合 計		6

- (2) 特例認定制度…一定期間内（3年）継続して消防法令を遵守していると認められた場合は、点検報告義務を免除される特例認定制度が導入された。（3年に1回の報告）

#### 6 事業所、自治会等に対する消防訓練指導

避難、消火、通報等の事業所等に対する消防訓練及び地震等の災害に対する防災訓練を実施し、事業所の従業員、市民等に対し、防火安全指導を実施した。

令和2年度中

	事業所等訓練に対する指導
本部職員対応	13回
消防署員対応	6回
合 計	19回

#### 7 防災映画の上映

事業所及び幼稚園、保育園の園児等に対し防災映画を上映し、防火意識の向上を図った。  
上映回数 3回 参加人員 386人

#### 8 少年少女消防教育

例年のとおり計画をしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため参加者の安全面を考慮し中止とした。

#### 9 少年少女消防教育講座

例年のとおり計画をしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため参加者の安全面を考慮し中止とした。

#### 10 座間市防火安全協会との協力事業

- (1) 消火器取扱い訓練 参加人員 23人
- (2) 危険物取扱者試験受験準備講習会
- (3) 普通救命講習会（2回）
- (4) 防災講演会

※(2)～(4)については例年のとおり計画をしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大のため参加者の安全面を考慮し中止とした。

# 防火管理者と消防計画

消防法第8条では、多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物の管理について権原を有する者に対して防火管理者を定めさせ、防火管理に係る消防計画の作成及びその計画に基づいた防火設備の維持、管理など防火管理上必要な業務を行わせるよう義務付けています。

防火管理実施対象物は市内に852件あり、防火管理者の選任数で最も多いのが複合用途（16項イ）で210件、次いで共同住宅（5項ロ）205件となっています。複合用途の選任数が多い理由として、一定規模で管理の権原が分かれている対象物（テナント等）にあつては、それぞれの占有している部分での防火管理者を選任する義務が生ずるためです。

防火管理者が業務を行う上で消防計画の作成があり、消防計画は当該防火対象物における防火管理の基本方針にあたります。消防計画の作成数においても最も多いのが複合用途（16項イ）、次いで共同住宅（5項ロ）となっています。

令和3年3月31日現在

消防法施行令別表第1の防火多対象物		項目	防火管理 実施義務対象物		防火管理者選任数		消防計画作成数	
			甲種	乙種	甲種	乙種	甲種	乙種
1	イ	劇場、映画館等	1		1		1	
	ロ	公会堂又は集会場	17	6	17	6	16	6
2	イ	キャバレー、カフェー等						
	ロ	遊技場、ダンスホール	4		4		4	
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等						
3	イ	待合、料理店等						
	ロ	飲食店	8	23	8	21	7	21
4		百貨店、マーケット、店舗	53	27	54	12	54	12
5	イ	旅館、ホテル又は宿泊所	1		1		1	
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	297		205		175	
6	イ	(1) 病院 ※1	1		1		1	
		(2) 有床診療所 ※2	2		2		2	
		(3) 病院・有床診療所等 ※3	2		2		2	
		(4) 無床診療所・無床助産所	6		6		6	
	ロ	(1) [高齢者施設] 特別養護老人ホーム等	38		32		32	
		(2) [生活保護者施設] 救護施設						
		(3) [児童施設] 乳児院						
		(4) [障害児施設] 障害児入所施設						
		(5) [障害者施設] 障害者支援施設等	8		7		6	
	ハ	(1) [高齢者施設] 老人デイサービス等	5	1	5	1	5	1
		(2) [生活保護者施設] 更生施設						
		(3) [児童施設] 保育所等	21	2	21	2	21	2
		(4) [障害者施設] 児童発達支援センター等						
(5) [障害者施設] 身体障害者福祉センター等		3	2	3	1	3	1	
ニ	幼稚園、盲学校、養護学校等	11		11		11		

※1 療養病床、一般病床があり、特定診療科名がある一定の条件の職員数を満たさない病院

※2 病床数が4以上で特定診療科名のある診療所

※3 療養病床、一般病床がない病院。療養病床、一般病床がある病院で、特定診療科名がない病院  
療養病床、一般病床及び特定診療科名がある病院で、一定の条件の職員数を満たす病院  
病床数が3以下の診療所及び病床のある助産所

令和3年3月31日現在

消防法施行令別表第1の防火多対象物		項目	防火管理 実施義務対象物		防火管理者選任数		消防計画作成数	
			甲種	乙種	甲種	乙種	甲種	乙種
7		小・中・高・大学校等	19		19		19	
8		図書館、博物館等	1		1		1	
9	イ	蒸気浴場、熱気浴場	1		1		1	
	ロ	イ以外の公衆浴場		1		1		1
10		車両の停車場等						
11		神社、寺院、教会等	8		8		8	
12	イ	工場又は作業場	18		18		18	
	ロ	映画・テレビスタジオ等						
13	イ	自動車車庫又は駐車場						
	ロ	飛行機等の格納庫						
14		倉庫	10		29		29	
15		事務所等	29	8	26	5	25	4
16	イ	複合用途防火対象物	154	11	210	11	201	6
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	49	4	48	3	45	3
合 計			767	85	740	63	694	57
			852		803		751	

甲種対象物…（特防）30人以上で300㎡以上 （非特防）50人以上、500㎡以上

乙種対象物…（特防）300㎡未満(6項ロを含むものは除く)（非特防）500㎡未満

# 査 察

## 1 立入検査

火災予防のため防火対象物及び危険物施設に対し、位置、構造、設備及び管理の状況が適切か立入検査を実施した。

特に、不特定多数の者を収容する特定防火対象物を中心に査察を実施し、防火管理体制、防災物品使用の推進、消防用設備等の維持管理、避難経路の確保など、防火安全について指導した。

## 2 防火対象物数・危険物施設数及び立入検査実施状況

市内には令和3年3月31日現在、3,013棟の防火対象物があり、特定用途で収容人員が30人以上及び非特定用途で収容人員が50人以上の防火対象物は852施設ある。

令和2年度は、防火対象物（棟）に対し118棟の立入検査を実施した。

また、危険物施設については、施設総数135施設に対し、19施設実施し、少量危険物貯蔵所・取扱所施設総数354施設に対し、25施設実施した。

## 3 歳末火災特別査察

歳末大売り出し等で、不特定多数の人が出入りする大型物品販売店舗（延べ面積1,000㎡以上）に対し立入検査を実施した。

商品の大量陳列により消防用設備等、避難経路には不備がないかなどを確認して関係者に対し防火の啓発を図った。

大型物品販売店舗等                      22事業所

（12月1日～12月26日まで）

# 火災予防査察実施状況調

令和2年中

消防法施行令別表第1の防火対象物	査察区分	防火対象物数 (棟)	査察実施数 (棟)	防火対象物 指導を行った 防火対象物	指導のなかつた 防火対象物	指導内容								
						指導総数	建築物	消防用設備	火気管理	危険物関係	電気関係	防火管理	その他	
1	イ	劇場、映画館等	1	1	1	11						11		
	ロ	公会堂又は集会場	27	2	2	5		1				1	3	
2	イ	キャバレー、カフェ等	2											
	ロ	遊技場、ダンスホール	5	2	2	11		2	1			5	3	
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等		1	1	3					1	2		
	ニ	カラオケボックス等												
3	イ	待合、料理店等												
	ロ	飲食店	29	7	5	2	11					11		
4		百貨店、マーケット、店舗	97	33	24	9	100	1	25	1	4	45	24	
5	イ	旅館、ホテル又は宿泊所	1											
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	1,743	5	5	20		1				16	3	
6	イ	(1)病院 ※1	3											
		(2)有床診療所 ※2	2	1	1	7		3				3	1	
		(3)病院・有床診療所等 ※3	5											
		(4)無床診療所及び無床助産所	18											
	ロ	(1)〔高齢者施設〕特別養護老人ホーム等	38	9	6	3	18		1				14	3
		(2)〔生活保護者施設〕救護施設												
		(3)〔児童施設〕乳児院												
		(4)〔障害児施設〕障害児入所施設												
		(5)〔障害者施設〕障害者支援施設等	12	3	3		11		1		1		6	3
	ハ	(1)〔高齢者施設〕老人デイサービス等	8											
		(2)〔生活保護者施設〕更生施設												
		(3)〔児童施設〕保育所等	27											
		(4)〔障害児施設〕児童発達支援センター等												
		(5)〔障害者施設〕身体障害者福祉センター等	15	2	1	1	1						1	
ニ	幼稚園、盲学校、養護学校等	20												
7		小・中・高・大学校等	57											
8		図書館、博物館等	1											
9	イ	蒸気浴場、熱気浴場	1											
	ロ	イ以外の公衆浴場	4											
10		車両の停車場等												
11		神社、寺院、教会等	9											
12	イ	工場又は作業場	273	8	6	2	20		5		3	6	6	
	ロ	映画・テレビスタジオ等												
13	イ	自動車車庫又は駐車場	27	5		5								
	ロ	飛行機等の格納庫												
14		倉庫	154	15	10	5	102	5	27		4	36	30	
15		事務所等	152	12	6	6	17		2	1		12	2	
16	イ	複合用途防火対象物	203	9	8	1	97	2	25	3		1	44	22
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	79	3	3		48	4	10	4	6	1	16	7
16の2		地下街												
16の3		準地下街												
17		重要文化財、重要民俗資料等												
18		延長50メートル以上のアーケード												
19		市町村長の指定する山林												
20		自治省で定める舟車												
合 計			3,013	118	84	34	482	12	103	10	18	3	229	107

防火対象物実態調査（消防庁）に基づく件数

- ※1 療養病床、一般病床があり、特定診療科名がある一定の条件の職員数を満たさない病院
- ※2 病床数が4以上で特定診療科名のある診療所
- ※3 療養病床、一般病床がない病院。療養病床、一般病床がある病院で、特定診療科名がない病院  
療養病床、一般病床及び特定診療科名がある病院で、一定の条件の職員数を満たす病院  
病床数が3以下の診療所及び病床のある助産所



# 危険物施設査察実施状況

危険物火災を防止するため法令の基準（位置・構造・設備・貯蔵・取扱）が適正に維持管理できているかどうか立入検査を実施し、防火安全の徹底を指導した。

令和2年中

区分 施設		施設総数	査察実施施設数	指導内訳					
				合計	位置	構造	設備	管理	その他
合計		135	19	33		4	6	19	4
製造所		3	2						
貯蔵所	屋内貯蔵所	35	3	2				2	
	屋外タンク貯蔵所	8							
	屋内タンク貯蔵所								
	地下タンク貯蔵所	29							
	簡易タンク貯蔵所								
	移動タンク貯蔵所	3							
	屋外貯蔵所	6	1						
	小計	84	6	2				2	
取扱所	給油取扱所	20	13	31		4	6	17	4
	第一種販売取扱所	2							
	第二種販売取扱所	1							
	一般取扱所	28							
	小計	51	13	31		4	6	17	4
少量危険物貯蔵・取扱所		354	25						

(移動タンク貯蔵所については、路上検査含む。)